

審　查　基　準

C-b-1
令和7年7月1日作成

法　令　名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根　拠　条　項：第4条第1項
処　分　の　概　要：自動車の保管場所証明
原権者(委任先)：警察署長
法　令　の　定　め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条（保管場所の要件）、第2条（保管場所の確保を証する書面等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条（保管場所の確保を証する書面の交付の手続等）、第2条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続）
審　查　基　準：「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間：3日（行政庁の休日を含まない。）
申　　請　　先：保管場所の位置を管轄する警察署の交通課
問い合わせ先： <ul style="list-style-type: none">・ 保管場所の位置を管轄する警察署交通課・ 愛知県警察本部交通規制課道路使用係 電話 (052) 951-1611 内線5197
備　　考：